

平成28年第1回臨時会  
新冠町議会会議録  
第1日 (平成28年5月10日)

下線をクリックすると  
該当するページへ移動します

◎議事日程(第1日)

開会宣告

開議宣告

議事日程の報告

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 |        | <a href="#">会議録署名議員の指名</a>  |
| 日程第 2 |        | <a href="#">会期の決定</a>   |
| 日程第 3 |        | <a href="#">諸般の報告</a>   |
| 日程第 4 | 承認第 3号 | <a href="#">専決処分について(新冠町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について)</a>                      |
| 日程第 5 | 承認第 4号 | <a href="#">専決処分について(新冠町税条例及び新冠町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について)</a>            |
| 日程第 6 | 承認第 5号 | <a href="#">専決処分について(新冠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)</a>                        |
| 日程第 7 | 承認第 6号 | <a href="#">専決処分について(新冠町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について)</a>          |
| 日程第 8 | 承認第 7号 | <a href="#">専決処分について(新冠町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について)</a>      |
| 日程第 9 | 承認第 8号 | <a href="#">専決処分について(新冠町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について)</a> |
| 日程第10 | 承認第 9号 | <a href="#">専決処分について(平成27年度新冠町一般会計補正予算)</a>                                 |
| 日程第11 | 承認第10号 | <a href="#">専決処分について(平成28年度新冠町一般会計補正予算)</a>                                 |
| 日程第12 | 議案第24号 | <a href="#">新冠町税条例等の一部を改正する条例について</a>                                       |
| 日程第13 | 議案第25号 | <a href="#">新冠町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について</a>                |

閉議宣告

閉会宣告

◎出席議員(12名)

1番 竹 中 進 一 君	2番 堤 俊 昭 君
3番 氏 家 良 美 君	4番 但 野 裕 之 君
5番 武 田 修 一 君	6番 須 崎 栄 子 君
7番 椎 名 徳 次 君	8番 秋 山 三 津 男 君
9番 武 藤 勝 圀 君	10番 長 浜 謙 太 郎 君
11番 鳴 海 修 司 君	12番 芳 住 革 二 君

◎出席説明員

町 長	小 竹 國 昭 君
副 町 長	中 村 修 二 君
教 育 長	杉 本 貢 君
会 計 管 理 者	堤 秀 文 君
総 務 課 長	中 村 義 弘 君
町 民 生 活 課 長	佐 渡 健 能 君
税 務 課 長	湊 昌 行 君
保 健 福 祉 課 長	鷹 觜 寧 君
建 設 水 道 課 長	坂 東 桂 治 君
産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	島 田 和 義 君
企 画 課 長	佐 藤 正 秀 君
教 育 委 員 会 管 理 課 長	工 藤 匡 君
教 育 委 員 会 社 会 教 育 課 長	山 本 政 嗣 君
診 療 所 事 務 長	坂 本 隆 二 君
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長	山 下 利 幸 君
総 務 課 総 括 主 幹	新 宮 信 幸 君
保 健 福 祉 課 総 括 主 幹	八 木 真 樹 君
町 民 生 活 課 総 括 主 幹	山 谷 貴 君
建 設 水 道 課 総 括 主 幹	本 間 浩 之 君
産 業 課 総 括 主 幹	坂 本 博 君
教 育 委 員 会 社 会 教 育 課 総 括 主 幹	竹 内 修 君
農 業 委 員 会 事 務 局 次 長	長 谷 川 誠 君
収 納 対 策 本 部 次 長	田 村 一 晃 君
税 務 課 総 括 主 幹	杉 山 結 城 君
企 画 課 総 括 主 幹	佐 々 木 京 君
代 表 監 査 委 員	岬 長 敏 君

◎議会事務局

議 会 事 務 局 長	原 田 和 人 君
議 会 事 務 局 副 主 幹	曾 我 和 久 君

(開会 10時00分)

○議長(芳住革二君) 皆さん、おはようございます。

**◎開会宣告**

○議長(芳住革二君) ただいまから、平成28年第1回新冠町議会臨時会を開会いたします。

**◎開議宣告**

○議長(芳住革二君) ただちに、本日の会議を開きます。

**◎議事日程の報告**

○議長(芳住革二君) 議事日程を報告いたします。議事日程は、お手元に配布した印刷物のとおりであります。

**◎日程第1 会議録署名議員の指名**

○議長(芳住革二君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、10番 長浜謙太郎 議員、11番 鳴海修司 議員を指名いたします。

**◎日程第2 会期の決定**

○議長(芳住革二君) 日程第2 会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日一日にいたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。(なしの声あり) 異議なしと認めます。よって、会期は本日一日とすることに決定いたしました。

**◎日程第3 諸般の報告**

○議長(芳住革二君) 日程第3 諸般の報告を行います。本臨時会の説明員として出席通知のありました者の職・氏名を、お手元に配布しておきましたので、ご了承願います。これで、諸般の報告を終わります。

**◎日程第4 承認第3号 専決処分について(新冠町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について)**

○議長(芳住革二君) 日程第4 承認第3号 専決処分についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。中村 総務課長。

○総務課長(中村義弘君) 承認第3号専決処分について、提案理由を申し上げます。地

方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるとでございます。次ページをお開き願います。専決処分書、新冠町職員の給与に関する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり平成28年3月31日付をもって専決処分いたしましたのでございます。新旧対照表をご覧ください。このたび専決処分いたしました内容についてですが、4月1日、機構改革により診療所内に医療相談室を設置し、看護師長が室長を兼務することになりましたが、看護師長が属する給料表医療職6級において、室長の職名がなかったことから、加える改正を行うものですが、4月1日の発令に際し、議会を開催するいとまがなかったことから専決処分いたしました。附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行する。以上が承認第3号の提案理由でございます。ご審議賜り提案通り承認下さいますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長(芳住革二君) 提案理由の説明が終わりました。これより、承認第3号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。はい、堤議員。

○2番(堤俊昭君) 新しい部署ですから、聞きたいと思えますけれども、医療相談室という名称ですよ。医療相談室ということになっているのですけれども、これは診療所の中にどこか部屋が設けられていて、そこで室長以下が活動するのかと、それから地域包括支援センターもありますけれども、似たような業務になろうかと思えますけれども、この医療を受けている人の情報がある訳ですね。それから健康診断何か保健師が持っている情報もたくさんある訳ですけれども、これらの情報についてはその部屋を訪ねることによって、すべて開示してもらえるのかということ、開示を見ながら健康相談にあたるのかどうかということと、診療所とは違うと思うのですけど、予約をして伺うのか、自由に行って時間待ちで伺うのか、あるいは相談料ということが発生するのかといったようなことについて、新しい部署でありますから少し説明をして欲しいと思えます。

○議長(芳住革二君) 坂本診療所事務長。

○診療所事務長(坂本隆二君) まず相談室の部屋でございますけれども、今回、これまで会議室として使っておりました部屋を相談室として設けてございますけれども、室長の通常の勤務におきましては、事務室内に席を設けてございますので、相談室で常勤をしていることではございません。それから、包括センターとの関係でございますけれども、健康診断等の情報等について、包括センターと協議の中で、それぞれ必要な情報につきましては、医師それから看護師それと私どもが入りまして、必要に応じてその情報を開示しながら、個々のケースに当たっていくということにしてございます。また、相談の内容でございますけれども、これまでも患者さんからいろいろな相談を受けてございますので、その内容については特段今までと変わったことはございませんけれども、あえて町民の皆さんから気軽に相談を受けられるという環境を整えるために、あえて相談室を設けたということでございますので、診療所にかかっている患者さん以外の方であっても、どのような状況であっても相談にはお受けしたいということを考えてございますし、それに関わる料

金等については、全くいただくことは考えてございません。

○議長(芳住革二君) ほかありませんか。はい武田議員。

○5番(武田修一君) 5番武田です。せっかくできた相談室ですので、利用者にとって、利用しやすいという状況にあるかどうかが大事だと思うのですが、どのような点に留意されて、その部屋を設けているのでしょうか。

○議長(芳住革二君) はい、坂本診療所事務長。

○診療所事務長(坂本隆二君) 先ほど申しましたけれども、気軽にご相談をいただけるというようなことで、診療所内には担当の者に申しつけ下さいということのインフォメーションもしてございましたけれども、これを、もう少し見やすい場所に掲示するということが、これまでいろいろな状況で看護師あるいは事務職員等に気軽にお声がけをさせていただいておりますけれども、それをあえて目立つところに掲示をしながら、また相談室もあえて相談室ということで設けてございますので、基本的に相談を受ける体制については、特段変わったことはございませんけれども、あえて町民の方に理解をしていただきやすいように目立つところに掲示をしたことでございます。

○議長(芳住革二君) はい、武田議員。

○5番(武田修一君) 相談室はどこに設けられますか。

○議長(芳住革二君) はい、坂本診療所事務長。

○診療所事務長(坂本隆二君) 1階の事務室の向かい側にあるのですが、これまでも職員の会議等で使っておりました会議室を通常使わない時に相談室として掲示をしておりますので、そこでプライバシーを守りながら相談に受けられると。というようなことにしております。

○議長(芳住革二君) ほかにありませんか。(なしの声あり) ないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、報告のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、承認第3号は、報告のとおり承認されました。

◎日程第5 承認第4号 専決処分について(新冠町税条例及び新冠町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について)

○議長(芳住革二君) 日程第5 承認第4号 専決処分について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。湊税務課長。

○税務課長(湊昌行君) 承認第4号専決処分について提案理由を申し上げます。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告するとともに、議会の承認を求めるところでございます。次のページをお開き願います。専決処分書、新冠町税条例及び新冠町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり平成28年3月31日付けをもって、専決処分したものであります。このたびの税条例改正は、平成

28年3月29日に国会で可決成立され、平成28年3月31日に公布されました地方税法の一部を改正する等の法律及び関連法案の趣旨を踏まえて、税条例の一部改正が必要となりまして、施行期日が平成28年4月1日となりますものにつきましては専決処分をさせていただき、施行期日が本日以降となりますものにつきましては議案で提案させていただくことで2つに分けております。専決処分が必要となりましたものにつきましては、議会を開催するいとまがなかったことから、平成28年3月31日付けをもって専決処分したものです。専決処分の主な改正内容としましては、行政不服審査法の施行に伴う規定の改正、固定資産の非課税の適用を受けようとする者の申告及びその適用を受けなくなった者の申告規定の改正、固定資産税等の課税標準の特例「通称わがまち特例」についての規定の追加、町たばこ税に関する経過規定の整備などありますが、専決処分の内容につきましては、改正に伴う改め文及び新旧対照表での説明は省略させていただき、お手元に配布しております本会議資料「新冠町税条例及び新冠町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例承認概要」により説明させていただきますのでご覧願います。(以下、説明省略)

○議長(芳住革二君) 提案理由の説明が終わりました。これより、承認第4号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。(なしの声あり) ないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、報告のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、承認第4号は、報告のとおり承認されました。

◎日程第6 承認第5号 専決処分について(新冠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)

○議長(芳住革二君) 日程第6 承認第5号 専決処分について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長(鷹嘴寧君) 承認第5号専決処分について、提案理由をご説明いたします。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。次のページをお開きください。専決処分書でございます。新冠町国民健康保険税条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成28年3月31日をもって一部改正に係る専決処分を行ったものでございます。1ページをお開きください。新冠町国民健康保険税条例の一部を次のように改正したものでございます。はじめに条例改正の趣旨についてご説明いたします。平成27年12月24日付で、平成28年度税制改革大綱が閣議決定され、その中で国保税における税負担の適正化を図るため、2点の見直しがされております。1点目として、課税限度額の引き上げでございます。国保税の構成は基礎課税分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分となっておりますが、このうち基礎課税分、後期高齢者支援金等分をそれぞれ2万円引き上げる内容となっております。課税限度額の合計額は、85万円から89万円へ4万円引き上げとなっております。2点目として、低所得者に対する国

民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の拡充でございます。国保税の課税要素である一人当たりの均等割及び一世帯当たりの世帯割についてはその世帯の所得に応じて7割・5割・2割の軽減を実施しておりますが、そのうち5割軽減と2割軽減の該当世帯を拡充する見直しで軽減判定に使用する基準額を引き上げるものでございます。この2点に係る地方税法施行令の一部改正が本年3月31日付で公布されたもので、本町として、国の定める法令どおりの改正を行ったものでございます。専決処分の経緯ですが、今回の改正法令の施行日が、本年4月1日であり、特に緊急を要する議決案件で、かつ議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、本条例の改正を専決処分としたものでございます。(以下説明省略)

○議長(芳住革二君) 提案理由の説明が終わりました。これより、承認第5号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。はい、堤議員。

○2番(堤俊昭君) この限度額の見直しというのは、年中行事で毎年提案して、法律といたしておりますから、反対をするものではありませんけれども、毎年聞いて少し納得できないと思う点がありますので、そこを聞いてみたいと思うのですけれども、今説明の中で理由には入っていなかったと思うのですけれども、国の説明を聞いてみますと、限度額を引き上げて中間所得層それから低所得者層に対しても、負担軽減を図るのだと思うのですけれども、ただ、実際私も、自分自身中間所得層かなと思ってはいますけれども、毎年限度額が上がっても自分たちの保険料の負担が軽減されている実感が全くないのです。これは、中間層だけでなく7割・5割・2割と軽減を受けている人たちも同じだと思うのですけれども、それで何かないか調べて見ましたら、国保税の所得に対する割合というのが10.3%らしいのです。去年なのか一昨年のことかわかりませんが、この10.3%は他の保険に比べて著しく高いのは、これはご承知かと思えますけれども、ただ現在10.3%なのですけど毎年最高限度額が引き上がっている訳ですから、それに元々は15%あたりだったものが少し下がってきて、今10.3%になっているのかなということであれば、納得も出来るかなという思いですけれども、所得に対する保険税の負担率という変化は、どのようになっているのかということ。それは中間層も同じでありますけれども、特に知りたいのは、7割・5割・2割の軽減を受けている人が所得に対する税負担の割合が、どのように下がって来ているのかということ、これはやはり知らせてもらわないと、国が言う所の中間層の負担軽減に繋がるのですよ。ということに納得しかねると思うのですけれども、これらの数字持ち合わせていたら、聞かせてほしいと思います。

○議長(芳住革二君) 鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長(鷹嘴寧君) まず経過について御説明したいと思います。課税限度額の引き上げについてでございますが、経過を御説明いたしますが、平成25年12月に成立した社会保障改革プログラム法がございまして、その中で税負担の公平の観点から国民健康保険税の課税限度額の引き上げが規定されております。課税限度額のあり方につきましては、標準報酬月額の高等級に該当する被保険者の割合が1～1.5%の範囲になるよ

うに法定されている、いわゆる協会けんぽ等の被用者保険の上限のルールを考慮しながら、当面は課税限度額に達する世帯を1.5%に近づくように段階的に引き上げするというルールを運用付けたものでございます。同ルールの第1段目としては、昨年平成27年度において4万円の引き上げがされているところです。平成27年度の改定におきましては、2.67%が課税限度額を超える割合となりましたが、平成28年度の国の推計でございますが、同じ課税限度では0.17ポイントアップの2.84%と見込まれることから、今回4万円の引き上げを講じて前年比0.12ポイントダウンの2.55%にする内容となっております。一方、軽減判定の見直しでございますが、こちらにつきましては、物価の動向等を踏まえ、5割軽減及び2割軽減の判定所得を引き上げる内容となっておりますが、これについては、平成26年度アベノミクスや消費税率引き上げ等の影響で物価が3.2%程度上昇すると経済見通しによって、判定所得基準を上げた27年度に引き続く内容となっております。なお、5割及び2割軽減については物価上昇の影響で軽減対象が縮小しないよう、経済動向等を踏まえて、引き上げる慣例があるもので、今回の改正はこの関連に基づくもので、全国ベースでは対象者の拡大を意図してございません。なお、これらの改正に係る国保税の収入といたしましては、28年度1月末被保険者ベースの試算におきましては、課税限度額を引き上げる影響として、270万円程度の税収の調定増が見込まれております。議員先ほどございました保険医療制度の比較ということでございますが、平成27年の1月に、国保中央会が取りまとめた資料によりますと、平成25年度の国保、協会けんぽ、組合健保の比較でございますが、保険料の負担額として加入者一人当たりの平均所得に対する平均保険料の割合として、組合健保は5.6%、協会けんぽは7.6%、国保につきましては、先ほどの10.3%という数値になってございます。国保の負担割合は高いとご指摘でございますが、国保は他の制度と比較いたしますと、年齢構成が高く、一人当たりの医療費水準が高い、年金所得者が多いことなどによって、保険料負担というのも高くなってございます。なお、新冠町国保におきましても、同時期平成25年度ですと10.88%の負担率となっております。また、7割・5割の軽減の影響ということでございますが、こちらにつきましては、軽減判定の見直しということで、物価の上昇によってその範囲を広くすることになっておりまして、また、7割・5割・2割の軽減については、その部分の平等割と均等割の軽減内容となっております。以上総合いたしますと、国保制度改革につきましては、平成30年度から国保財政の運営主体が都道府県に一元化されること。また、平成27年度からは保険者を財政支援する制度の拡充がされ、また、収納率向上対策や特定健診向上に努力するなどインセンティブに対する調整交付金措置の拡充を含めた総額3400億円規模の支援を講じることとされており、それをもって安定した国保制度が確立されることが適正な税負担にも繋がるものと考えておりますので、どうぞご理解願います。説明になっていないかも知れませんがよろしく申し上げます。

○議長(芳住革二君) はい、堤議員。

○2番(堤俊昭君) 今の説明ではわかるのですけれども、もうちょっとわかりやすく答えてほしいというのは、限度額が毎年引き上げていって、そしてそれぞれの税負担率が本当に下がってきているのかどうかということなのです。全体では10.3%ということで、ちょっと調べてみたのですけれども、2割軽減世帯で、多分去年の速報値だと思うのですけれども、2割軽減世帯で負担割合は13.3%と。これは多分去年。これがどの程度が元々が20%であったのか、それが少しずつ下がってきて、13.3%になっているのか、逆に増えているのか、13.3%と数字がそのまま変わっていないのかということと、それから5割軽減の場合は負担率が11.9%だそうです。それから7割の軽減者の場合は、所得に対する31%も払っていることですが、これがそれぞれ年数を年を追うごとに要するに、最高限度額が上がると同時に反比例で下がるというのが国の説明だと思うのですけれども、現実問題そのようになっているのかちょっと知りたいと思うのです。

○議長(芳住革二君) 鷹觜保健福祉課長。

○保健福祉課長(鷹觜寧君) 国保制度全体としては、そのような考え方で中間層に配慮した軽減措置ということになっておりますが、実際はそうはなっていないところもございます。それにつきましては、課税限度額という問題と軽減判定というのは全く同じ考えではないというか、軽減判定というのは、軽減を判定する。中間所得層というのは、その間にあるとご理解いただければよろしいかと思います。

○議長(芳住革二君) はい、堤議員。

○2番(堤俊昭君) 数字は多分調べれば、これは去年の数字が出ている訳ですから、一昨年と遡っていけば、保険料ははっきりわかっている訳ですから、それぞれの所得もわかる訳ですから、これは、調べれば何とかなるのかなと思うので、国保の保険料はこんなに高いのですよという、何かの機会にそういうこともあるかと思うので、調べて欲しいなと思います。それで、理事者の方にもちょっと最後に、限度額に関わることで聞いてみたいのですけれども、時々国保税は非常にその負担割合が高い話もした記憶もあるのですけれども、制度が違うから仕方がないのだと。それぞれの制度だというような返事を貰っている気がするのですが、今ありました通り、協会けんぽの場合は、所得に対する負担率が7.6%とそれから組合健保が5.6%と、それから共済組合の場合は資料なかったのですけれども、共済組合の負担率もわかれば教えてほしいなと思いますけれども、それに比べて、国保は10.3%ということですから、同じ収入であれば、多少は我慢できるのかなという思いもありますけれども、所得は半分で10%負担している訳です。そして、組合健保は新冠にはない訳ですけれども、組合健保抜きにして協会けんぽの場合は7.6%ですから、それでも所得が155万ということですから、そういったことを考えますと、国保の負担というのはものすごい非効率だということ。3400億円の議論もありましたし、去年でしたか。町費を3000万円投入するといったいろんな方法で、解決の努力はしている訳でありますけれども、国保税が他の制度と比べて非常に負担率が高いという認識、理事者の方は持っているのか。その辺どのように考えているのか最後に伺いたいと思いま

す。

○議長(芳住革二君) 中村副町長。

○副町長(中村修二君) 国保税につきましては前から、議論をされているところでありまして、率直な感想からいくと他の保険制度と比べても、国保の被保険者の方々の税負担というのは重いものになっているのではないかなと思っています。それは所得割だけではなくて、国保税の決め方の中に資産割だとかが入ってくることもありまして、どうしても所得だけでない課税の部分が出てきますので、資産を持っている方につきましては、どうしても国保税の税負担が重くなってきているのかなと思っています。ただ保険制度ですから、これは基本的には保険者と被保険者がお互いにかかった医療費について負担をするのだというような原則の中でやってございます。国保会計以外の協会健保とか、いろんな制度がありますけれども、そこには基本的には公費は投入されていなくて、被用者の間で医療費の負担をしている実態です。反対に国民健康保険につきましては、国とそれから北海道のお金も一部入っておりますけれども、被保険者の方々に医療費を負担することが基本でありますけれども、それだけではとてもじゃないけれども、医療費の負担はしかねない。できない。そういうこともありますので、そこに先程お話がありましたけれども、町費を投入しながらなるべく医療費の負担を抑えるというようなことを町もしておりますので、そこは町は全く無関係だということではなくて、国民健康保険の被保険者の方々の負担をなるべく少なくしたいのだというような取り組みも町はしているということだけは、ご理解をいただきたいと思います。

○議長(芳住革二君) ほかにありませんか。(なしの声あり) ないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、報告のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、承認第5号は、報告のとおり承認されました。

**◎日程第7 承認第6号 専決処分について(新冠町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について)**

○議長(芳住革二君) 日程第7 承認第6号 専決処分について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。湊 税務課長。

○税務課長(湊昌行君) 承認第6号専決処分について提案理由を申し上げます。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告するとともに、議会の承認を求めるとでございます。次のページをお開き願います。専決処分書、新冠町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり平成28年3月31日付けをもって、専決処分したものであります。このたびの新冠町固定資産評価審査委員会条例改正につきましては、平成28年3月31日に公布されました「地方税法等の一部を改正する等の法律」の趣旨を踏まえて、先の平成28年第1回定例会にお

いて可決いただきました新冠町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部改正が必要となりまして、議会を開催するいとまがなかったことから平成28年3月31日付けをもって専決処分したものです。改正内容について新旧対照表によりご説明いたしますので、2ページをお開き願います。1.新冠町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例新旧対照表。附則第2項中、「平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出」を「平成28年4月1日以後に地方税法第411条第2項の規定による公示又は同法第417条第1項後段の規定による通知がされる場合」に、「平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出を「同日前に公示又は通知がされた場合」に改めるものです。(以下、説明省略)

○議長(芳住革二君) 提案理由の説明が終わりました。これより、承認第6号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、報告のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、承認第6号は、報告のとおり承認されました。

**◎日程第8 承認第7号 専決処分について(新冠町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について)**

○議長(芳住革二君) 日程第8 承認第7号 専決処分について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。佐渡 町民生活課長。

○町民生活課長(佐渡健能君) 承認第7号専決処分についての提案理由をご説明いたします。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告するとともに、議会の承認を求めるものでございます。次のページをお開き下さい。専決処分書でございます。新冠町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成28年3月31日をもって本条例の一部改正に係る専決処分を行ったものでございます。専決処分の経緯ですが、今回の改正省令の施行日が本年4月1日であり、議会を招集する時間的いとまがないことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、本条例の改正を専決処分としたものでございます。新冠町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正したものでございます。改正の概要につきましては、別添の資料で説明させていただきますので、説明資料をご覧ください。はじめに条例改正の理由についてご説明いたします。国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い民間事業者が行う小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所における職員配置基準を弾力化させる一部改正を行うものです。なお、国が定める同基準は町が定める条例の従うべき基準とされています。改正の概要ですが、当該条例中、附則において保育士配置基準に係る規定を附則第6条から第9条として4条を加える

一部改正を行うものです。(1) 保育士配置の要件、弾力化として附則に次の内容の第6条を加えるものです。改正前は乳児あるいは幼児の一定数につき定める保育士の数の合計数に1を加えた数以上とする保育士配置基準を改正後においては、保育士の数の合計数が1となる時、加える1名を保育士に代えて保育士資格を有しない一定の者を活用可能とする規定を、附則中第6条として加える改正です。(2)、幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用として、附則に次の内容の第7条を加えるものです。改正前においては、保育士を配置するとしていた規定を改正後は幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭の免許保持者を保育士に代えて配置することができるとする規定を附則中第7条として加える改正です。(3)、加配人員における保育士以外の人員配置の弾力化として、附則に次の内容の第8条を加えるものです。改正前は利用定員の総数に応じて配置しなければならない保育士のほかに、保育所を追加するとしていた規定を改正後においては、保育士資格を有しない一定の者を活用可能とする規定を附則中第8条として加える改正です。(4)、(2)、(3)の場合においては保育士を(2)、(3)の適用がない場合の保育士の数の3分の2以上置かなければならないとする下限の規定を附則中第9条として加えるものです。なお、いずれの規定も当分の間として規定しているほか、保育士資格を有しない一定の者を子育て支援研修を修了したもので、十分な保育業務経験を有する家庭的保育者などとしています。(5) としまして、対象となる施設は定員6人から19人の小規模保育事業所A型及び事業所の従業員の子どもに加え、地域の保育を必要とする子どもを受け入れる施設である保育所型事業所内保育事業所とするものです。(以下、説明省略)

○議長(芳住革二君) 提案理由の説明が終わりました。これより、承認第7号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、報告のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、承認第7号は、報告のとおり承認されました。

◎日程第9 承認第8号 専決処分について(新冠町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について)

○議長(芳住革二君) 日程第9 承認第8号 専決処分について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。佐渡 町民生活課長。

○町民生活課長(佐渡健能君) 承認第8号専決処分についての提案理由をご説明いたします。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告するとともに、議会の承認を求めるともでございます。次のページをお開き下さい。専決処分書でございます。新冠町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例について、地方自治法179条第1項の規定に基づき、平成28年3月31日をもって本条例の一部改正に係る専決処分を行ったものでございます。専決処分の経緯ですが、制度改正に係る子ども子育て支援法施行令の一部

を改正する政令が平成28年3月31日付で公布され、4月1日付をもって施行されたため議会を招集する時間的いとまがないことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、本条例の改正を専決処分としたものです。新冠町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例を次のように改正したものでございます。改正の概要につきましては、別添の資料で説明させていただきますので、説明資料をご覧ください。はじめに条例改正の理由についてご説明いたします。平成28年度子ども子育て支援制度改正において、子育て世帯の負担を軽減するため、平成28年度において年収約360万円未満相当の世帯について、従来の多子軽減における年齢の上限を撤廃するとともに、年収約360万円未満相当のひとり親世帯等については、負担軽減措置を拡大し、第1子については現行の半額、第2子については無料とする改正が行われます。要保護世帯の負担軽減及び多子軽減に係る規定は、条例中備考欄において規定されているため制度改正に伴う条例の一部改正を行うものです。(以下、説明省略)

○議長(芳住革二君) 提案理由の説明が終わりました。これより、承認第8号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、報告のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、承認第8号は、報告のとおり承認されました。暫時休憩します。再開は11時15分とします。

(休憩 10時58分)

(再開 11時15分)

#### ◎日程第10 承認第9号 専決処分について(平成27年度一般会計補正予算)

○議長(芳住革二君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。日程第10 承認第9号 専決処分について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。中村 総務課長。

○総務課長(中村義弘君) 承認第9号、専決処分について提案理由を申し上げます。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。次ページをお開き願います。専決処分書、平成27年度新冠町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり平成28年3月31日をもって専決処分したものでございます。このたび専決処分いたしました補正の主な内容についてですが、地方交付税のうち特別交付税にかかる平成27年度の交付決定が3月18日にあり、予算対比8920万5000円の増額となったことから、基金へ積み立てる予算措置のほか、町有牛の売り払い収入及び寄附金等の収入増額分の補正を行い、それぞれ基金へ積み立てるもので、いずれも平成27年度内に確定するものですが、議会を開くいとまがなかったことから平成28年3月31日付をもって専決処分いたしましたものでございます。予算書の1ペー

ジをお開き願います。平成27年度新冠町一般会計補正予算。3回目の専決の補正予算となります。歳入歳出予算の補正第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9574万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ57億7749万6千円にしようとするものです。(以下、説明省略)

○議長(芳住革二君) 提案理由の説明が終わりました。これより、承認第9号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。はい、但野議員。

○4番(但野裕之君) 4番但野です。収入の部分で7P財産収入の町有牛売り払い収入でお尋ねします。実際何頭を売却されて、この金額になったのでしょうか。

○議長(芳住革二君) 島田産業課長。

○産業課長(島田和義君) 売却頭数ということでございますが、素牛につきましては1頭、肥育牛につきましては32頭、廃用につきましては1頭でございます。このたび補正額が大幅に増額した要因と言いますのは、肥育牛の1頭当たりの平均価格は予算で計上していた額よりも23万ほど高く売れた結果でございます。

○議長(芳住革二君) ほかありませんか。はい、武田議員。

○5番(武田修一君) 32万高く売れていくらになったのでしょうか。

○議長(芳住革二君) 島田産業課長。

○産業課長(島田和義君) 平均価格は1頭当たり23万円ほど高くなりました。それで、去勢でいきますと1頭平均は116万3000円。雌でいきますと101万3000円でございます。

○議長(芳住革二君) はい、武田議員。

○5番(武田修一君) 1頭でしたけども、素牛の価格についても説明願います。

○議長(芳住革二君) 島田産業課長。

○産業課長(島田和義君) 失礼いたしました。素牛につきましては、予算の段階では販売する予定はございませんでしたが、1頭販売しまして、素牛価格については50万7000円でございます。それから肥育牛は、先ほど申し上げましたとおりです。廃用1頭ほど売却いたしまして、金額につきましては30万円でございます。

○議長(芳住革二君) ほかありませんか。はい、武田議員。

○5番(武田修一君) 素牛50万でしたけども、もう少し今は平均価格も上がっていると思いますけども、何かその要因は何でしょうか。

○議長(芳住革二君) 島田産業課長。

○産業課長(島田和義君) 素牛価格については、議員おっしゃるとおり市場価格というのは高騰してございます。この素牛販売をした市場については8月市場でございまして、その時点ではこの素牛については、この金額での評価ということになりまして、主な要因としては、販売時の体重が少なかったというのが要因かと思っております。

○議長(芳住革二君) ほかにありませんか。(なしの声あり) ないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、報告のとおり承認することに賛成の諸君の

挙手を求めます。全員挙手であります。よって、承認第9号は、報告のとおり承認されました。

◎日程第11 承認第10号 専決処分について(平成28年度一般会計補正予算)

○議長(芳住革二君) 日程第11 承認第10号 専決処分について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。中村 総務課長。

○総務課長(中村義弘君) 承認第10号専決処分について提案理由を申し上げます。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。次ページをお開き願います。専決処分書、平成28年度新冠町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり平成28年4月1日付けをもって専決処分したものでございます。このたび専決処分いたしました補正の主な内容についてですが、承認第8号にもありましたように、平成28年度子ども子育て支援制度改正において子育て世帯の負担を軽減するため、年収約360万円未満相当の世帯の多子軽減における年齢の上限を撤廃すると共に、年収約360万円未満相当のひとり親世帯などの要保護世帯に係る負担の軽減措置を拡大し、第1子については現行の半額、第2子については無料とするなどの改正が行われており、4月1日より施行されていることから、費用算定に支障を来さぬようシステム改修が必要となりましたが、議会を開くいとまがなかったことから、平成28年4月1日付けをもってシステム改修費を専決処分したものでございます。予算書の1ページをお開き願います。平成28年度新冠町一般会計補正予算、1回目の専決の補正予算となります。歳入歳出予算の補正、第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ50億4549万9000円にしようとするものです。(以下、説明省略)

○議長(芳住革二君) 提案理由の説明が終わりました。これより、承認第10号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。(なしの声あり) ないので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、報告のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、承認第10号は、報告のとおり承認されました。

◎日程第12 議案第24号 新冠町税条例等の一部を改正する条例について

○議長(芳住革二君) 日程第12 議案第24号 新冠町税条例等の一部を改正する条例について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。湊税務課長。

○税務課長(湊昌行君) 議案第24号 新冠町税条例等の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。新冠町税条例等の一部を改正する条例について別紙のとおり定めようとするものです。議案で提出しております改正につきましては、施行期日が本日以降になりますものにつきまして提案させていただいております。主な改正内容としまして

は、車体課税の見直しに伴う「軽自動車税」の規定の整備、「町民税の法人税割」の税率改正、「個人町民税」の医療費控除の特例規定の整備などとなっております。改正内容につきましては、改正に伴う「改め文」及び「新旧対照表」での説明は省略させて頂き、お手元に配布しております本会議資料「新冠町税条例等の一部を改正する条例の提案概要(議案第24号)」により説明させていただきますのでご覧願います。(以下、説明省略)

○議長(芳住革二君) 提案理由の説明が終わりました。これより、議案第24号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第24号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

### ◎日程第13 議案第25号 新冠町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長(芳住革二君) 日程第13 議案第25号 新冠町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。佐渡 町民生活課長。

○町民生活課長(佐渡健能君) 議案第25号新冠町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。民間事業者が行う小規模保育事業所A型、保育所型事業所内保育事業所の家庭的保育事業については許認可者である町が、施設の安全管理基準を条例において定めています。今回同条例が参酌すべき基準とする建築基準法施行令の一部改正が行われたため同条例による所要の規定について一部改正するものです。改正の概要については別添の資料で説明させていただきますので説明資料をご覧ください。はじめに条例改正の理由についてご説明いたします。今回の改正は、建築基準法施行令の一部を改正する政令により、建築基準法施行令の特別避難階段の構造規定が改正されたことに伴い、同法施行例を準用する厚生労働省令である家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に定める保育所等の4階以上の階における避難階段の規定について改正が行われました。新冠町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例中、4階以上の階における避難階段の規定は、当該国基準に基づき条例中別表1において規定していることから、所要の改正を行うものです。2、改正の概要です。(1) 避難設備基準に係る改正ですが、説明資料中新旧対照表をご覧くださいと思います。階段室に通じる付室の構造規定は、改正前におきましては、屋内と階段室とがバルコニーまたは外気に向かって開くことができる窓もしくは排煙設備を有する府室を通じて連絡することとされていましたが規定を改正後におきまして、屋内と階段室とが付室を通じて連絡をする場合においては、階段室または府室の構造が通常の火災

時に生じる煙が、付室を通じて、階段室に流入することを有効に防止できるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものまたは国土交通大臣の認定を受けたものであることと改める改正です。このことによりまして、これまで窓あるいは排煙設備としていた排煙設備性能の抽象的規定を所管省庁であります国土交通省が定める具体的規定に沿った排煙設備等を備えた府室の設置が必要となる改正となっております。(2) 対象となる施設としまして、定員6人から19人の小規模保育事業所A型及び事業所の従業員の子どもに加え、地域の保育を必要とする子どもを受け入れる施設である保育所型事業所内保育事業所とするものです。なお、改正条文の新旧対照表は後刻ご覧いただきたいと思います。(以下説明省略)

○議長(芳住革二君) 提案理由の説明が終わりました。これより、議案第25号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第25号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎閉議宣告

○議長(芳住革二君) 以上をもって、本臨時会に提案されました議案全ての審議を終了いたしました。

#### ◎閉会宣告

○議長(芳住革二君) これをもって、平成28年第1回新冠町議会臨時会を閉会いたします。ご苦労様でした。

(11時54分 散会)